

(第15号議案)

中野区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の一部を改正する条例

行政手続等に係る利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化の一層の推進を図るため、中野区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年中野区条例第24号)の一部を、次のように改正する。

【改正理由】

行政のデジタル化に関する基本原則や行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めた「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(平成14年法律第151号)(以下「法」という。)の趣旨に則り、行政手続等に係る利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化の一層の推進を図るため。

【改正概要】

- (1) 条例の名称を「中野区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の手数料納付について定める。
- (3) 手続等を電子情報処理組織を利用する方法により行うことが適当でない場合等の適用除外について定める。
- (4) 個人番号カードの利用その他の措置による、住民表の写し等の添付書面等の省略について定める。
- (5) 本条例の名称の改正に伴い、本条例を引いている中野区印鑑条例(昭和50年中野区条例第32号)の一部を改正する。

中野区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>中野区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）</u>を活用した行政の推進について、<u>情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって区民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>区の機関等</u> 次に掲げるものをいう。 ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>区の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）</u></p> <p>(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形<u>その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき<u>区の機関等</u>に対して行われる通知をいう。<u>この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の区の機関等を経由して行われる申請等における当該他の区の機関等をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>中野区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>区の機関に係る申請、届出その他の手続等</u>に関し、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、区民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>区の機関</u> 次に掲げるものをいう。 ア・イ (略)</p> <p>(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等<u>人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき<u>区の機関</u>に対して行われる通知をいう。</p>

び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける区の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

- (8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき他の区の機関等を経由して行う処分通知等における当該他の区の機関等をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う区の機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

- (9) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

- (10) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

- (11) （略）
（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（区の機関等の使用に係る電子計算組織（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算組織とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法によ

- (8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

- (9) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

- (10) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

- (11) （略）
（電子情報処理組織による申請等）

第3条 区の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（区の機関等の使用に係る電子計算組織（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算組織とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、

り行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける区の機関等の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルへの記録がされた時に当該区の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部

当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の区の機関の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルへの記録がされた時に当該区の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、区の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。
この場合において、第2項中「行われた申請等」
とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定に
より前項の規定を適用する部分に限る。以下この
項から第5項までにおいて同じ。））」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等の

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 区の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算組織と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算組織とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、区の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

うちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されて

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 区の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 区の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、区の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をす

いるものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの 第3条から前条までの規定
- (2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定により行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定
- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定により行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

ることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(区の手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 区は、区の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 区は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。
- 3 区は、区の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、区の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 区長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる区の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、少なくとも毎年度1回、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の中野区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(以下「新条例」という。)第3条及び第4条の規定は、

ない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 区長は、区の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、少なくとも毎年度1回、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則 (略)

施行日以後に行われる申請等（新条例第2条第7号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（新条例第2条第8号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等（この条例による改正前の中野区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第7号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第2条第8号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

（中野区印鑑条例の一部改正）

第3条 中野区印鑑条例（昭和50年中野区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「中野区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「中野区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改める。

第14条第3項、第16条及び第18条第2項中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改める。

【附則第3条関係】中野区印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
目次（略）	目次（略）
第1章（略）	第1章（略）
第2章 印鑑の登録	第2章 印鑑の登録
第3条～第12条（略） （印鑑登録原票登録事項変更の届出）	第3条～第12条（略） （印鑑登録原票登録事項変更の届出）
第13条（略）	第13条（略）
2 中野区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年中野区条例第24号。以下「情報通信技術活用条例」という。）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して	2 中野区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年中野区条例第24号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使

前項の規定による届出を行う場合は、印鑑登録証の提示を要しない。

(登録廃止の申請)

第14条 (略)

2 (略)

3 情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して第1項又は前項の規定による申請を行う場合は、印鑑登録証の添付を要しない。この場合においては、印鑑登録者は、速やかに、当該印鑑登録証を区長に返納しなければならない。

第15条 (略)

(代理人)

第16条 登録申請者又は印鑑登録者が、第5条第2項、第10条、第11条又は第14条第1項若しくは第2項の規定による申請等（情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行うものを除く。）を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。

第3章 印鑑登録の証明

第17条 (略)

(印鑑登録証明の申請)

第18条 (略)

2 情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請を行う場合は、印鑑登録証の提示を要しない。

3 (略)

第19条 (略)

第4章 (略)

付則 (略)

用して前項の規定による届出を行う場合は、印鑑登録証の提示を要しない。

(登録廃止の申請)

第14条 (略)

2 (略)

3 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して第1項又は前項の規定による申請を行う場合は、印鑑登録証の添付を要しない。この場合においては、印鑑登録者は、速やかに、当該印鑑登録証を区長に返納しなければならない。

第15条 (略)

(代理人)

第16条 登録申請者又は印鑑登録者が、第5条第2項、第10条、第11条又は第14条第1項若しくは第2項の規定による申請等（情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行うものを除く。）を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。

第3章 印鑑登録の証明

第17条 (略)

(印鑑登録証明の申請)

第18条 (略)

2 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請を行う場合は、印鑑登録証の提示を要しない。

3 (略)

第19条 (略)

第4章 (略)

付則 (略)